

(32) スマート農業導入緊急対策支援事業補助金	
【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・スマート農業技術の導入に係る経費に対して補助し、農業経営の安定と向上及び農作業の効率化や負担軽減を図ることを目的とする	
【補助対象者】 ・町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 ・スマート農業技術の導入に係る下記の経費について対象とする ○農業用ドローン導入に係る経費 ○GPS ガイダンス装置及び自動操舵装置等の導入に係る経費。ただし、トラクター等に係る経費は除く ○自動かん水装置の導入に係る経費 ○自動換気装置の導入に係る経費	
【補助金額】 ・補助率は、対象事業費の25%以内とする。 ・補助金額は、1農家30万円以内(単年度)を限度とし、円未満を切り捨てとする。 ・リース契約による導入の場合はリース期間総額を補助対象経費とする。ただし、維持費、手数料等は含まない	
【実施期間】 令和6年度～令和8年度	
【申請に必要なもの】 ・補助金交付申請書(別記第1号様式) ・実績報告書(別記第2号様式) ・必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
【備考】	